

託送料金を問うー原発のない社会をめざして (その5)

10月15日 提 訴

私たちは、「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」が経済産業省令によって託送料金に上乗せされることの違法性を問うていきます。

訴訟を通して、大手電力会社と原発がどれほど不当に優遇され続け、今後もそれが国民負担のもとに続けられていくことになるかを明らかにします。

東京電力と国による福島第一原発事故への責任をより明確にし、その対処が適切に進むようにすること、原発廃炉が適切に進んでいくこと、私たちに見えないようにされている原発が持つ問題をあらためて整理して、原発を本当に続けていくかについて、組合員や国民一人ひとりが考え話し合っ決めていける社会に向かうための努力を傾けていきます。

共生の時代

みどりの地球を
みどりのままで

号外

■発行：一般社団法人グリーンコープ共同連理事会
■編集：共生の時代・編集部
■〒812-8561
福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号
博多大博通ビルディング3階
TEL 092 (481) 7923
FAX 092 (481) 7876
<https://www.greencoop.or.jp/>

原発に頼らない
エネルギー社会を
実現するために
自分たちの発電所をつくる

東京電力福島第一原発事故の後、私たちの生活の便利さを支えている「電気」に関する状況が一変しました。原発事故の悲惨さ、放射能汚染の惨状に、誰もが原子力発電所の実態に関心を寄せるようになりました。2016年からは電力全面自由化も進み、誰もが電気を選べる時代になったことも大きな変化だと言えます。グリーンコープは東京電力福島第一原発事故を受けて、「自分たちが使う電気を国や大手電力会社任せにしないで、自分たちでつくり出す」と、自然エネルギーの発電所づくりに踏み出しました。あわせて、原発の電気は絶対使わない「グリーンコープでんき」を実現することができました。

託送料金は、
多くの問題の象徴的な
事例として表出してきた

グリーンコープが発電事業や電気の供給事業をしていく中で、原発や国のエネルギー政策に疑問や違和感に多々ぶつかるようになりました。その一つが「託送料金問題」でした。

私たちのライフラインの一つとしての「電気」を送るための「電線の使用料（託送料金）」が電気の3分の1程だということを初めて知らされた。

託送料金訴訟を通して、
訴えていきたい

エネルギー・電力関係省庁である経済産業省への「お尋ね」や「陳情」話し合ったこと、そしてグリーンコープ各単協での託送料金訴訟学習会で組合員から出された質問とその応答について、その一部を今号外に掲載しました。

この訴訟を通して、グリーンコープが社会に問う取り組みへの応援をよりしく願います。

ました。

しかも、2020年4月から原発に関する2つの負担金が上乗せされようとしていることを新聞報道で知りました。

なぜ、そうしたことがまかり通るのか、追求していくと、さらにおかしなことや疑問に思うことと対峙することになりました。

関係する省庁や電力会社に質問書や陳情書をお届けし、一人の国民として、忌憚のない思いをぶつてきました。

あわせて、2017年からグリーンコープの各単協でも「託送料金を問う」という主旨で話し合いを続けてきました。一つひとつ丁寧に対話してきたその歩みこそ、脱原発運動そのものと言えます。今年2月の臨時総代会とグリーンコープ共同臨時総会で審議・決定し、訴訟にグリーンコープは踏み出すことにしました。

「グリーンコープの託送料金訴訟を支える会」が発足!!

～多くの皆さんの参加を呼びかけます～

【正会員】

グリーンコープ共同体や会員生協、社会福祉法人グリーンコープ、ワーカーズ連合会などグリーンコープ関係の21団体

【賛助会員】

グリーンコープ組合員や関係団体など賛同してくれる方を呼びかけます。
カタログGREEN37号(11/16～)で呼びかけチラシを組合員に配布します。

【会報の発行】

裁判が始まると、その様子をお知らせするための会報を発行します。

託送料金問題は、食べものや水と同じように、生活に欠かせない「電気」に関すること。決して他人ごとではなく、私たち一人ひとりにとても身近な問題です。グリーンコープは、電気の発電と小売事業を始め、これまで知らなかった「電気料金」のことやその中に含まれているという「託送料金」のことも、基本的なことを調べる中で分かってきたこと、見えてきたことがあります。それは大変な問題であり、違法性を孕んでいることを知りました。

グリーンコープは、この違法性について、裁判で問うていきます。これは、日本国民として最後に残された手段としての訴訟です。その訴訟をオールグリーンコープで支えていくことになりそうです。

「原発のない社会を作りたい」「原発の電気は使いたくない!」と願っている多くの皆さんと一緒に、原発のない社会を実現したい、その一歩となる訴訟を共に支えてください。

2020.7.15 訪問協議	2020.4.15 お尋ね	2020.1.16 訪問協議
【経産省の回答 逸脱はしていない。 「私たちの意見」2000年の放射性廃棄物最終処分法の時、過去分は新電力に負担させない、2005年の使用済燃料再処理法の時、過去分を新電力に負担させる」となっていた。結論は対極だが、いずれも「過去分」とされるものを法律の中で定めていた。一般負担金の「過去分」として持ち出された賠償負担金はまったくそれをせずに、そのうえで支援機構法の枠組みを逸脱していると思う。	2007年経産省令第77号は、2011年の原子力損害賠償・廃炉等支援機構法附則第6条2号「政府はこの法律の施行後早期に……事故にかかると資金援助を受ける原子力事業者との間の負担のあり方、資金援助を受ける原子力事業者の株主その他の利害関係者の負担のあり方等を含め、国民負担を最小化する観点から、この法律の実施状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる」に対して、真逆となっていないか、また、経産省令第77号で賠償負担金(一)	2017年経産省令第77号は、2011年の原子力損害賠償・廃炉等支援機構法附則第6条2号「政府はこの法律の施行後早期に……事故にかかると資金援助を受ける原子力事業者との間の負担のあり方、資金援助を受ける原子力事業者の株主その他の利害関係者の負担のあり方等を含め、国民負担を最小化する観点から、この法律の実施状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる」に対して、真逆となっていないか、また、経産省令第77号で賠償負担金(一)
—上1のやりとりを含めて行う—		

【経産省の回答】2012年は年度途中による割り振りによる。1630億円がもとになる。1630億円は震災前の電力会社各社の利益と配当の状況を踏まえ電力供給と配当が滞りなく行われ、その最大額を一般負担金とする規定に基づいて決めた。 【私たちの意見とやりとり】(C)各社が出せる金額とということが。(経)そうである。(G)現在拠出額をもつて過去分を計算するという考えは理解できない。	【経産省の回答】2012年は年度途中による割り振りによる。1630億円がもとになる。1630億円は震災前の電力会社各社の利益と配当の状況を踏まえ電力供給と配当が滞りなく行われ、その最大額を一般負担金とする規定に基づいて決めた。 【私たちの意見とやりとり】(C)各社が出せる金額とということが。(経)そうである。(G)現在拠出額をもつて過去分を計算するという考えは理解できない。
---	---

2019.5.23 訪問協議	2019.5.23
【経産省の回答】(ア)「電気事業法第18条1〜3項である。 (ウ)法律でやりたくなかったのではない。省令でもできる。受益と負担」から電気使用量に応じる政策判断として今般措置化した。 (エ)この措置は相当例外的なので送配電事業者も国もしつかり透明性の確保と説明責任をも。徴収しないことへの罰則はない。一般的指導命令はある。 【私たちの意見とやりとり】(G)電気事業法第18条が根拠だと理解できない。2つの負担金は送配電事業者にかかる適正な原価とは言えない。規則では営業費に含めることがだが、埋もれて見えない額になる。受益と負担でいえばガソリン税のように法律で決めて購入量に応じてかかる例もある。法律で決めるに理由にならない。大きな問題なのに国民に知らされたい問題がある。現に来年4月の徴収というのに官報でしか規則が示されていない。送配電事業者からも何ら案内されない。現在北陸電や中国電は賠償の一般負担金を利用者でなく自社負担している。送配電事業者がそんな判断をする自由を認めるのか、改めて検討のうえ教えてほしい(経)広報や罰則の件、検討する。また場をもてるかは検討のうえ返事する。	(エ)手続きとして①経産大臣の承認②原子力事業者からの額の申請、③経産大臣から送配電事業者への通知、④送配電事業者からの新託送料金の申請、⑤経産大臣の認可、⑥送配電事業者の約款変更、⑦送配電事業者から接続供給相手新電力事業者への通知、⑧徴収実施までの具体内容と順序を教えてほしい。送配電事業者からの判断で接続供給相手から2つの負担金を徴収しない場合、その送配電事業者に対するペナルティや禁止命令はあるのか。 【経産省の回答】(ア)「過去回収できなかった賠償の備えの回収だ。現在適用される事故が福島なのでその費用に充てられ、結果として福島復興に資する。 (イ)委員会でも備えの不足分はどう対応するかで議論した。 (ウ)報道の事実も承知していない。 【私たちの意見とやりとり】(G)回答に照らせば賠償負担金総額と福島第一原発事故賠償費総額は論理的には関係がないとなる。一方経産省が賠償負担金総額が決まったので福島第一原発事故の賠償費用はこれを超えることはできない」と説明している話も聞くが、それは言いとるのか。(経)言える。(G)賠償負担金は2.4兆円を超えないで確定か。(経)確定だ。
【経産省の回答】(ア)「過去回収できなかった賠償の備えの回収だ。現在適用される事故が福島なのでその費用に充てられ、結果として福島復興に資する。 (イ)委員会でも備えの不足分はどう対応するかで議論した。 (ウ)報道の事実も承知していない。 【私たちの意見とやりとり】(G)回答に照らせば賠償負担金総額と福島第一原発事故賠償費総額は論理的には関係がないとなる。一方経産省が賠償負担金総額が決まったので福島第一原発事故の賠償費用はこれを超えることはできない」と説明している話も聞くが、それは言いとるのか。(経)言える。(G)賠償負担金は2.4兆円を超えないで確定か。(経)確定だ。	

【経産省の回答】(ア)どちらが正しいというより、今回の措置はこれまで申している主旨のとおり。 (イ)現時点増える想定していない。仮定の質問には答えられない。 (ウ)賠償負担金は40年で回収するが5年毎に約款改定をする。の際、ざっくり費用÷需要で料金単価を出すが必要はどんどん減るので料金が上がってしまう。そうさせないために変動したときに需要を見直さなくていいという規定。 【私たちの意見とやりとり】(G)賠償負担金総額は固定でないのか。(経)上限は2.4兆円、電力利用量が急が増えたら回収額がそれを超過してしまう。2.4兆円を守るための措置(経)「変動額」とは各事業者に割り振られた総額を超えないためにするものなのか。(経)そうである。需要は考えずに電気料金を必要以上にあげさせないもの。廃炉円滑化負担金でも同じ考えか。(G)結果として40年で回収できないこともあるのか。(経)理論上はありえる。(G)そういったものの広報をどうするかもあるため次回教えてほしい。40年後は分からないといったが、廃炉や核燃料保管や処理は子や孫の世代に関わることであり国民の議論にかけるべきこと。継続の場をお願いしたい。情報公開は決める途中を知ることでもある。(経)この場の継続は検討する。	【経産省の回答】(ア)「過去回収できなかった賠償の備えの回収だ。現在適用される事故が福島なのでその費用に充てられ、結果として福島復興に資する。 (イ)委員会でも備えの不足分はどう対応するかで議論した。 (ウ)報道の事実も承知していない。 【私たちの意見とやりとり】(G)回答に照らせば賠償負担金総額と福島第一原発事故賠償費総額は論理的には関係がないとなる。一方経産省が賠償負担金総額が決まったので福島第一原発事故の賠償費用はこれを超えることはできない」と説明している話も聞くが、それは言いとるのか。(経)言える。(G)賠償負担金は2.4兆円を超えないで確定か。(経)確定だ。
【経産省の回答】(ア)「過去回収できなかった賠償の備えの回収だ。現在適用される事故が福島なのでその費用に充てられ、結果として福島復興に資する。 (イ)委員会でも備えの不足分はどう対応するかで議論した。 (ウ)報道の事実も承知していない。 【私たちの意見とやりとり】(G)回答に照らせば賠償負担金総額と福島第一原発事故賠償費総額は論理的には関係がないとなる。一方経産省が賠償負担金総額が決まったので福島第一原発事故の賠償費用はこれを超えることはできない」と説明している話も聞くが、それは言いとるのか。(経)言える。(G)賠償負担金は2.4兆円を超えないで確定か。(経)確定だ。	

訪問事前お尋ね	2019.3.29 回答	2019.1.10 陳情	2018.12.28 回答	2018.6.26 お尋ね	2018.6.4 回答	2018.3.9 お尋ね
(ア)2020年4月から2つの負担金の託送料金上乗せをする根拠は、電気事業法第18条なのか。 (イ)それは電気事業法第18条7項なのか。前提となる「他の法律により」が欠落していないか。 (ウ)なぜ法律で決めないのか。	これは審議会における公開の議論の結果、結論に至ったものである。	16年から17年に審議会で検討した賠償負担金措置の理由目的の説明や報道と、現在の説明に乖離がある。貴省は当初「福島第一原発事故の賠償費用増加に対処するため」と説明したようである。その後それを否定して「原発事故の賠償の備え」として確保していった分を回収するため」と変えている。その矛盾の説明を放棄して確保していない。毎日新聞(17.1.10)記事が「事実か」を尋ねたところ、報道にある要望は承知していない」と答えている。「貴職(経産大臣)も承知していないのか」「そうした事実はあった(ことを意味する)のか」。	貴省は「福島第一原発事故賠償費の増加に対処するため」を否定し、「賠償の備えの不足分に対処するため」と説明する。審議会委員や識者の説明や新聞記事が間違っているのか。経産省は福島事故賠償費で想定した5.4兆円が7.9兆円に上振れ試算を公表。2.4兆円は一般負担金を遡って算出充当する仕組みを導入(16.12.25)西日本新聞「7月末に東電から政府へ支援要請」(経産省が2委員会で9月末から議論。賠償増額分の腹案として託送料金へ上乗せ)17.1.10毎日新聞は事実か。	報道記事の内容について答えることは控えていただくと。 貴省は「福島第一原発事故賠償費の増加に対処するため」を否定し、「賠償の備えの不足分に対処するため」と説明する。審議会委員や識者の説明や新聞記事が間違っているのか。経産省は福島事故賠償費で想定した5.4兆円が7.9兆円に上振れ試算を公表。2.4兆円は一般負担金を遡って算出充当する仕組みを導入(16.12.25)西日本新聞「7月末に東電から政府へ支援要請」(経産省が2委員会で9月末から議論。賠償増額分の腹案として託送料金へ上乗せ)17.1.10毎日新聞は事実か。	審議会委員及び他の識者からの説明、(経産省発表を含む)報道とこれまでの説明の整合性について	審議会委員の一人の説明(17.2.3毎日新聞)は、賠償費が2.5兆円増加、原発事業者が負担するのが筋。例外中の例外として託送料金上乗せを認めた。一方、経産省「中間とりまとめ(17.2月)」は「賠償費増に対処するため」「福島復興のため」ではなく、「賠償に備えて過去に確保しておくべき分を想定しておらず、徴収してなかった2.4兆円を回収するため」となっている。整合しないが、いずれなのか。様々な識者もこの委員と同じ認識で発言、報道された。
【経産省の回答】(ア)「過去回収できなかった賠償の備えの回収だ。現在適用される事故が福島なのでその費用に充てられ、結果として福島復興に資する。 (イ)委員会でも備えの不足分はどう対応するかで議論した。 (ウ)報道の事実も承知していない。 【私たちの意見とやりとり】(G)回答に照らせば賠償負担金総額と福島第一原発事故賠償費総額は論理的には関係がないとなる。一方経産省が賠償負担金総額が決まったので福島第一原発事故の賠償費用はこれを超えることはできない」と説明している話も聞くが、それは言いとるのか。(経)言える。(G)賠償負担金は2.4兆円を超えないで確定か。(経)確定だ。						

【経産省の回答】(ア)「過去回収できなかった賠償の備えの回収だ。現在適用される事故が福島なのでその費用に充てられ、結果として福島復興に資する。 (イ)委員会でも備えの不足分はどう対応するかで議論した。 (ウ)報道の事実も承知していない。 【私たちの意見とやりとり】(G)回答に照らせば賠償負担金総額と福島第一原発事故賠償費総額は論理的には関係がないとなる。一方経産省が賠償負担金総額が決まったので福島第一原発事故の賠償費用はこれを超えることはできない」と説明している話も聞くが、それは言いとるのか。(経)言える。(G)賠償負担金は2.4兆円を超えないで確定か。(経)確定だ。	【経産省の回答】(ア)「過去回収できなかった賠償の備えの回収だ。現在適用される事故が福島なのでその費用に充てられ、結果として福島復興に資する。 (イ)委員会でも備えの不足分はどう対応するかで議論した。 (ウ)報道の事実も承知していない。 【私たちの意見とやりとり】(G)回答に照らせば賠償負担金総額と福島第一原発事故賠償費総額は論理的には関係がないとなる。一方経産省が賠償負担金総額が決まったので福島第一原発事故の賠償費用はこれを超えることはできない」と説明している話も聞くが、それは言いとるのか。(経)言える。(G)賠償負担金は2.4兆円を超えないで確定か。(経)確定だ。
--	--

訪問事前お尋ね	2019.3.29 回答	2019.1.10 陳情	2018.12.28 回答	2018.6.26 お尋ね	2018.6.4 回答	2018.3.9 お尋ね
(ア)2020年4月から2つの負担金の託送料金上乗せをする根拠は、電気事業法第18条なのか。 (イ)それは電気事業法第18条7項なのか。前提となる「他の法律により」が欠落していないか。 (ウ)なぜ法律で決めないのか。	これは審議会における公開の議論の結果、結論に至ったものである。	16年から17年に審議会で検討した賠償負担金措置の理由目的の説明や報道と、現在の説明に乖離がある。貴省は当初「福島第一原発事故の賠償費用増加に対処するため」と説明したようである。その後それを否定して「原発事故の賠償の備え」として確保していった分を回収するため」と変えている。その矛盾の説明を放棄して確保していない。毎日新聞(17.1.10)記事が「事実か」を尋ねたところ、報道にある要望は承知していない」と答えている。「貴職(経産大臣)も承知していないのか」「そうした事実はあった(ことを意味する)のか」。	貴省は「福島第一原発事故賠償費の増加に対処するため」を否定し、「賠償の備えの不足分に対処するため」と説明する。審議会委員や識者の説明や新聞記事が間違っているのか。経産省は福島事故賠償費で想定した5.4兆円が7.9兆円に上振れ試算を公表。2.4兆円は一般負担金を遡って算出充当する仕組みを導入(16.12.25)西日本新聞「7月末に東電から政府へ支援要請」(経産省が2委員会で9月末から議論。賠償増額分の腹案として託送料金へ上乗せ)17.1.10毎日新聞は事実か。	報道記事の内容について答えることは控えていただくと。 貴省は「福島第一原発事故賠償費の増加に対処するため」を否定し、「賠償の備えの不足分に対処するため」と説明する。審議会委員や識者の説明や新聞記事が間違っているのか。経産省は福島事故賠償費で想定した5.4兆円が7.9兆円に上振れ試算を公表。2.4兆円は一般負担金を遡って算出充当する仕組みを導入(16.12.25)西日本新聞「7月末に東電から政府へ支援要請」(経産省が2委員会で9月末から議論。賠償増額分の腹案として託送料金へ上乗せ)17.1.10毎日新聞は事実か。	審議会委員及び他の識者からの説明、(経産省発表を含む)報道とこれまでの説明の整合性について	審議会委員の一人の説明(17.2.3毎日新聞)は、賠償費が2.5兆円増加、原発事業者が負担するのが筋。例外中の例外として託送料金上乗せを認めた。一方、経産省「中間とりまとめ(17.2月)」は「賠償費増に対処するため」「福島復興のため」ではなく、「賠償に備えて過去に確保しておくべき分を想定しておらず、徴収してなかった2.4兆円を回収するため」となっている。整合しないが、いずれなのか。様々な識者もこの委員と同じ認識で発言、報道された。
【経産省の回答】(ア)「過去回収できなかった賠償の備えの回収だ。現在適用される事故が福島なのでその費用に充てられ、結果として福島復興に資する。 (イ)委員会でも備えの不足分はどう対応するかで議論した。 (ウ)報道の事実も承知していない。 【私たちの意見とやりとり】(G)回答に照らせば賠償負担金総額と福島第一原発事故賠償費総額は論理的には関係がないとなる。一方経産省が賠償負担金総額が決まったので福島第一原発事故の賠償費用はこれを超えることはできない」と説明している話も聞くが、それは言いとるのか。(経)言える。(G)賠償負担金は2.4兆円を超えないで確定か。(経)確定だ。						

【経産省の回答】(ア)「過去回収できなかった賠償の備えの回収だ。現在適用される事故が福島なのでその費用に充てられ、結果として福島復興に資する。 (イ)委員会でも備えの不足分はどう対応するかで議論した。 (ウ)報道の事実も承知していない。 【私たちの意見とやりとり】(G)回答に照らせば賠償負担金総額と福島第一原発事故賠償費総額は論理的には関係がないとなる。一方経産省が賠償負担金総額が決まったので福島第一原発事故の賠償費用はこれを超えることはできない」と説明している話も聞くが、それは言いとるのか。(経)言える。(G)賠償負担金は2.4兆円を超えないで確定か。(経)確定だ。	【経産省の回答】(ア)「過去回収できなかった賠償の備えの回収だ。現在適用される事故が福島なのでその費用に充てられ、結果として福島復興に資する。 (イ)委員会でも備えの不足分はどう対応するかで議論した。 (ウ)報道の事実も承知していない。 【私たちの意見とやりとり】(G)回答に照らせば賠償負担金総額と福島第一原発事故賠償費総額は論理的には関係がないとなる。一方経産省が賠償負担金総額が決まったので福島第一原発事故の賠償費用はこれを超えることはできない」と説明している話も聞くが、それは言いとるのか。(経)言える。(G)賠償負担金は2.4兆円を超えないで確定か。(経)確定だ。
--	--

経済産業省への「お尋ね」「陳情」「回答」(2ページ)

1. 賠償負担金と廃炉円滑化負担金を託送料金に上乗せする根拠に関して

改訂経産省令「電気事業法等施行規則」第五節の二第45条の21の2第1項及び第五節の三第45条の21の5にある「一般送配電事業者は、当該通知に従い賠償負担金(廃炉円滑化負担金)をその接続供給の相手方から回収しなければならぬ」とについて電気事業法上の根拠規定があるのか。

「おかしい」という大多數のバブコメ意見に対する経済産業省からの「託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサル料金など全くの消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることができる制度となっている」という回答の電気事業法上の根拠規定はあるのか。

電気事業法上の託送料金規定は、2000年小売部分自由化の際に設けた。当時の審議会で、公益的課題への負担は「すべての需要家が公平に負う」となった。自由化の進展で、原発事故の賠償費用を負担しない消費者が増えている。福島復興を支える観点と消費者間の公平性を勘案し、審議会で決まった。

賠償負担金と廃炉円滑化負担金を託送料金に上乗せできるとする電気事業法上の根拠規定があるのか。それを決めたと答えるところの2回の審議会の名称と報告書を開示いただけるか。

一般送配電事業者による託送供給約款認可については、電気事業法第18条に定めている。2回の審議会とは、1991年1月「総合資源エネルギー調査会電気事業審議会基本政策部会報告」及び2017年2月「総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革貫徹のための政策小委員会」である。2つの負担金を託送料金で回収することは、電気事業法に基づき、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令(経済産業省令77号)に必要な措置を講じている。

電気事業法には2つの負担金を託送料金に上乗せして徴収できるとする根拠規定はない(第18条1〜8項は「託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサル料金など全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることができる」という根拠規定と読めない)。また、2つの負担金は、電気事業法に基づき、経済産業省令77号で必要な措置を講じているというが、仮にこれが電気事業法第18条7項「他の法律の規定により支払うべき費用額の増加に対するものとして省令で定める場合は、料金その他の条件を変更できること」の適用を意味するならば、前提となる「他の法律の規定により」が欠落している。これらは憲法29条や84条に照らして問題はないか。

これは審議会における公開の議論の結果、結論に至ったものである。

(ア)2020年4月から2つの負担金の託送料金上乗せをする根拠は、電気事業法第18条なのか。
(イ)それは電気事業法第18条7項なのか。前提となる「他の法律により」が欠落していないか。
(ウ)なぜ法律で決めないのか。

2. 賠償負担金措置の理由と目的に関して

審議会委員及び他の識者からの説明、(経産省発表を含む)報道とこれまでの説明の整合性について

審議会委員の一人の説明(17.2.3毎日新聞)は、賠償費が2.5兆円増加、原発事業者が負担するのが筋。例外中の例外として託送料金上乗せを認めた。一方、経産省「中間とりまとめ(17.2月)」は「賠償費増に対処するため」「福島復興のため」ではなく、「賠償に備えて過去に確保しておくべき分を想定しておらず、徴収してなかった2.4兆円を回収するため」となっている。整合しないが、いずれなのか。様々な識者もこの委員と同じ認識で発言、報道された。

報道記事の内容について答えることは控えていただくと。

貴省は「福島第一原発事故賠償費の増加に対処するため」を否定し、「賠償の備えの不足分に対処するため」と説明する。審議会委員や識者の説明や新聞記事が間違っているのか。経産省は福島事故賠償費で想定した5.4兆円が7.9兆円に上振れ試算を公表。2.4兆円は一般負担金を遡って算出充当する仕組みを導入(16.12.25)西日本新聞「7月末に東電から政府へ支援要請」(経産省が2委員会で9月末から議論。賠償増額分の腹案として託送料金へ上乗せ)17.1.10毎日新聞は事実か。

提示の有識者の説明や新聞報道の記事について見解を答えることは控えていただく。毎日新聞(17.1.10)報道にあるような要望は承知していない。

16年から17年に審議会で検討した賠償負担金措置の理由目的の説明や報道と、現在の説明に乖離がある。貴省は当初「福島第一原発事故の賠償費用増加に対処するため」と説明したようである。その後それを否定して「原発事故の賠償の備え」として確保していった分を回収するため」と変えている。その矛盾の説明を放棄して確保していない。毎日新聞(17.1.10)記事が「事実か」を尋ねたところ、報道にある要望は承知していない」と答えている。「貴職(経産大臣)も承知していないのか」「そうした事実はあった(ことを意味する)のか」。

毎日新聞(17.1.10)報道にあるような要望は経済産業省として承知していない。

(ア)賠償負担金の措置は「福島第一原発の賠償費の増加に対応するため」なのか「過去に回収しなかった賠償に備える費用を回収するため」なのか。
(イ)16年末から17年初に審議会で検討した賠償負担金措置の説明や報道されたことと、現在説明される結論に乖離がある。貴省は当初「福島第一原発事故の賠償費増加に対処するため」と説明した様子。その後それを否定して「原発事故の賠償

の備えとして確保していなかった分を回収するため」と変えている。

(ウ)毎日新聞(17.1.10)記事にあることが「事実かを尋ねたところ」報道にある要望は承知していない」と答えているが、貴職(経産大臣)も「承知していない」のか。そうした事実はあった(ことを意味する)のか。

【経産省の回答】(ア)「過去回収できなかった賠償の備えの回収だ。現在適用される事故が福島なのでその費用に充てられ、結果として福島復興に資する。
(イ)委員会でも備えの不足分はどう対応するかで議論した。
(ウ)報道の事実も承知していない。
【私たちの意見とやりとり】(G)回答に照らせば賠償負担金総額と福島第一原発事故賠償費総額は論理的には関係がないとなる。一方経産省が賠償負担金総額が決まったので福島第一原発事故の賠償費用はこれを超えることはできない」と説明している話も聞くが、それは言いとるのか。(経)言える。(G)賠償負担金は2.4兆円を超えないで確定か。(経)確定だ。

【経産省の回答】(ア)「過去回収できなかった賠償の備えの回収だ。現在適用される事故が福島なのでその費用に充てられ、結果として福島復興に資する。
(イ)委員会でも備えの不足分はどう対応するかで議論した。
(ウ)報道の事実も承知していない。
【私たちの意見とやりとり】(G)回答に照らせば賠償負担金総額と福島第一原発事故賠償費総額は論理的には関係がないとなる。一方経産省が賠償負担金総額が決まったので福島第一原発事故の賠償費用はこれを超えることはできない」と説明している話も聞くが、それは言いとるのか。(経)言える。(G)賠償負担金は2.4兆円を超えないで確定か。(経)確定だ。

【経産省の回答】(ア)「過去回収できなかった賠償の備えの回収だ。現在適用される事故が福島なのでその費用に充てられ、結果として福島復興に資する。
(イ)委員会でも備えの不足分はどう対応するかで議論した。
(ウ)報道の事実も承知していない。
【私たちの意見とやりとり】(G)回答に照らせば賠償負担金総額と福島第一原発事故賠償費総額は論理的には関係がないとなる。一方経産省が賠償負担金総額が決まったので福島第一原発事故の賠償費用はこれを超えることはできない」と説明している話も聞くが、それは言いとるのか。(経)言える。(G)賠償負担金は2.4兆円を超えないで確定か。(経)確定だ。

めに備えていなかった過去のお金なのに、どうして2017年にわざわざ一般負担金の過去分となるものが登場したのか。捏造とすら思う。(経)1966年から電気料金で負担いただくべきものを措置できていなかった。2011年から電気料金として回収できなかった。1966年から2011年までの分は回収できていなかった。で今回措置した。(G)使用済燃料再処理費用の負担を決めたときは、法律で決めていた。賠償費用はそうようにしていない。それは一般負担金(そもそも過去分だったからでないか。なに？突如6年後に一般負担金の過去分が持ち出された。(経)2011年に決めたのはそれ以降の将来分だった。(G)2011年の支援機構法審議で、東電以外の電力会社が一般負担金を出すのに対して、株主代表訴訟を受けないために見かけとして将来分としたが、実際には東電が払えない福島第一原発事故賠償に充てるとされた。理屈はいろいろ言っても一般負担金は過去準備できていなかった賠償のためのお金でないか、取つづけた説明を何度もらっても、事実は大手電力会社や原発を守る措置と思える。

一般負担金の過去分」を決めたが、2011年支援機構法で定めた「一般負担金は原子力事業者が相互扶助で協力し出すものであり、しかも極力国民負担(電気料金算入)させない」とされていた。一方、この「賠償負担金(一般負担金の過去分)」は、原子力事業者でない新電力から回収を義務化し、かつ国民負担(託送料金算入)を前提として、支援機構法に定める「一般負担金」を逸脱している。

も「過去分」とされるものを法律の中で定めていた。一般負担金の「過去分」として持ち出された賠償負担金はまったくそれをせずに、そのうえで支援機構法の枠組みを逸脱していると思う。

4. 廃炉円滑化負担金措置の説明に関して

2013年以降に「廃炉会計」制度が作られ、自由化進展の中、その維持のために「廃炉円滑化負担金」が措置化されたとする目的や理由について

2013年「廃炉会計制度」とその維持のための「廃炉円滑化負担金」の新設は、「会社が事業に使った施設を廃止する費用は、その会社が負担する」という当然のルールを否定し、歪めてしまわないか、「電力自由化により競争が進展した環境下において」とあるが、自由化は20年以上前に決まっていたものでないか。総括原価方式により利益配分も行いながら、廃炉の費用は備えておくべきでなかったか、今後仮に原発の新増設がある場合にも「廃炉会計」と「廃炉円滑化負担金」が使われるのか、つまり、その計画化時点で明確な廃炉想定額を試算して提示するのか。

「廃炉会計制度は電力自由化の進展下、廃炉に伴って巨額な費用が、一括して発生すると事業者の廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉に支障をきたし、原発依存度低減が進まない」という懸念に対応するため、規制料金による着実な回収を前提として措置した。廃炉円滑化負担金措置は、2020年に小売規制料金金が撤廃されるのを見据え、制度継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収することとしたのである。

廃炉円滑化負担金の措置化はいつから検討がはじまったのか。発電事業者がそれを計算する算定ルールはどんな設計なのか、日本全体でどれ程の額が想定される見込みでいるのか。

廃炉円滑化負担金の検討は2016年「総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革貫徹のための政策小委員会」で「発電事業者は、電気事業法施行規則に基づき、その額と根拠を記載した書類を提出して経産大臣の承認を受ける。当該額は申請時点の簿価である。その総額は、各原子炉の廃止時期によっても左右され、予算をもって答えることは困難である。」

2013年の廃炉会計を維持するためとされるが、「廃止した原発施設や核燃料等を資産として扱うことは社会通念では理解できない、従前の会計制度に基づいて特別損失計上するのが社会通念、その延長の廃炉円滑化負担金は、賠償負担金と同様、法律の根拠がなく原発事業を行ってきた大手電力が負担すべき費用を国民に負担させるもの。負担させる側と貴省と一部有識者で検討決定している手続きも問題、「過去に原発の電気を利用したから請求する」という、その情報も告知も受けていない。一方、大手電力は過去に膨大な利益を得ているが不問である。電力自由化とは独占事業者への保護や優遇がなく、新しい事業者と公平な競争をすることでないか。自由化を逆手に取る原発事業者優遇が続けられ、不当でないか。

廃炉円滑化負担金に係る措置は、全面的な電力自由化により競争が進展した環境下、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障をきたし、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するための措置である。

原発の廃炉は、事業者の判断が歪むとかいったことを言う以前に、安全性の観点から絶対的にすべき課題であり、それだけの費用であれ事業を営み利益を得てきた事業者が自らの負担で行わねばならないのでないか。

— 時間切れのため後日の協議 —

「経産省の回答」以前の会計制度では、廃炉に伴う資産の残存簿価の減損等で一時的に巨額の費用が生じることで、事業者が合理的な意志決定ができず、廃炉判断を躊躇し、円滑な廃炉に支障を来す懸念があったことから、廃炉会計制度が措置化された。廃炉に伴って一括して生じる費用を廃炉後も分割して償却することを可能にするもので、費用の分割計上したものは小売規制料金原価への算入を認め、確実に回収されることになる。今後電力自由化がすすみ小売規制料金金が撤廃されてもこの制度を継続させるため、廃炉円滑化負担金措置を講じる。

「私たちの意見とやりとり」(GC) 廃炉にかかる法律がない中で、廃炉会計や廃炉円滑化負担金制度が決められている。(経) 電気事業法第18条第1項が定める。震災後に原発の新規制基準が想定より早く廃炉を決めた場合、電力会社が予定していた利益が得られなくなり、事業経営の影響から廃炉を躊躇してしまい、原発依存の低下がすすまなくなる懸念から、止むを得ず早く廃炉するものに一時的に生ずる費用のみを分割計上を認めるというものの、現在すでに電気料金原価に算入しているもの。(GC) そこからおかし。2013年と2015年の廃炉会計自体が法律に基づかず、それ以前は原発事業者が廃炉時に負担していたものを国民負担にぬりかえてしまっている。

5. 廃炉円滑化負担金の実額に関して

廃炉円滑化負担金の額と算定のされ方、増加の場合の算定のされ方及び廃炉付随の費用、使用済燃料再処理や東京電力福島第一原発廃炉の費用との関連について

廃炉円滑化負担金額が分らない。算定の仕方だけでも教えてほしい。中部電力の浜岡1・2号機、廃炉の場合どうだったか。九州電力、玄海1号機はどうなるか。日本原発の原発廃炉積立費用不足ものか、同社の積立金流用の結果、不足も電気利用者が負担するものか、日本原子力開発機構のもんじゅ、東海再処理施設、廃炉費用は税金によるものか、それともこの対象となるのか。関連して、廃炉に伴う放射性廃棄物の処理費、使用済燃料再処理費、東京電力福島第一原発の廃炉費が、廃炉円滑化負担金に係ってくるのかどうか。

「浜岡、玄海、日本原発原発の説明」 低レベル放射性廃棄物は原子力事業者が処分する。高レベル放射性廃棄物は最終処分法に基づき国が処分し、廃炉作業とは関係ない。使用済燃料再処理等事業費は13.9兆円、電気料金で回収。過去分は託送料金で回収される。福島第一原発の廃炉は具体的、合理的に見積もることは困難。8兆円試算は最新の情報に基づき一定の蓋然性を有す。もんじゅと東海再処理施設は文部科学省にお尋ね

浜岡原発の「廃止措置費840億円、原発施設解体引当金特別損失1536億円」の関係を考えてほしい。九州電力玄海1号の廃炉費未引当26億円が、廃炉円滑化負担金となるのか、何をもちて廃炉円滑化負担金額がわかるのか、日本原発が、廃炉引当金から流用した東海原発と敦賀1号分830億円を同社で手当てできないと、廃炉円滑化負担金が使われるのか。

※文科省より「もんじゅ建設費は455.7億303万1兆768億円。東海再処理施設は45.728兆5億7941億円。併せて、ガラス固化技術開発費は48.43億303万1兆68億億円。いずれも民間と政府支出分となる。廃炉は、もんじゅ3750億円、東海再処理施設9870億円想定。もんじゅはエネルギー政策特別会計「電源開発促進勘定」国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の電源利用勘定運営費交付金及び同施設整備補助金で充たす。東海再処理施設はエネルギー対策特別会計の運営費交付金施設整備補助金で充たす。いずれも、廃炉会計や廃炉円滑化負担金の適用は無い。これらが経産省発表「原発の発電コスト」に含まれるかは承知していない。所管他原発施設の平303万1兆423億円の回答。

浜岡1・2号の特別損失は、廃炉円滑化負担金の対象外。玄海1号を含め、原子力事業者が、廃炉円滑化負担金を申請する時は経産大臣の承認を受ける。その際申請額と根拠書類を提出する。額は申請時の簿価である。日本原発の廃炉費用は同社が対応し、廃炉円滑化負担金を申請するときは他と同じ書類を提出する。廃炉円滑化負担金総額は廃止の時期等でも左右され、回答困難である。もんじゅと東海再処理施設は、廃炉円滑化負担金の対象とならない(その他、低レベル、高レベル放射性廃棄物の処理費、再処理等事業費、東電福島第一、原発事故処理費の説明)。

廃炉円滑化負担金の具体的な全容と負担額は明らかにされていない。原発施設の廃炉費用自体が透明でなく、一体いくらになるのか見通せない。低レベル放射性廃棄物3000年監視と10万年保管を要する費用は、廃炉費に含まれるのか。廃炉費が想定より増えたら、廃炉円滑化負担金の変動額として増額されるのか。高レベル放射性廃棄物処分費用は電気料金原価ないし税金等の負担か。使用済燃料再処理事業の費用内容、電気料金と託送料金による回収区分基準、託送料金で回収している既発電費分の残額への回答を受けていない。これらが今後託送料金に乗せとなる可能性はあるのか。日本原発による廃炉円滑化負担金回収は誰がどう行うのか。

総額を予算をもって答えるのは困難だが、2017年時点、計画外廃炉の原子炉対象額を示している。低レベル放射性廃棄物処理は原子力事業者負担、廃炉費に含める。高レベル放射性廃棄物の最終処分と使用済燃料再処理費用は原子力事業者が負担し、廃炉に伴って一括で生じないものは、廃炉円滑化負担金の対象とならない。算定規則中の「変動額」規定は「随意にその増額ができる」ことを意味しない。

(ア) 算定規則第26条の2「変動額」規定を説明してほしい。たとえば低レベル廃棄物の3000/4000年の監視費用等が増えた時とするのか。
(イ) 使用済燃料再処理等既発電費(過去分)の回収額はこれまで1兆円とこのことが、残額はいくらか。
(ウ) 福島第一、原発の廃炉費試算が仮に増加した場合、どう手当するか。
(エ) 大手電力相手の原発事業会社である日本原発が、廃炉円滑化負担金を申請した場合、その託送料金での負担は全国の新電力と利用者によっていう形と額になるのか。
(オ) 文科省管轄のもんじゅ、東海再処理施設の廃炉費用(3750億円と1兆円)は国民の税金で負担されるのか。
(カ) 六ヶ所再処理施設の廃炉費用は誰が出すのか。廃炉円滑化負担金の対象となるのか。

— 時間切れのため後日の協議 —

「経産省の回答」(ア) 賠償負担金と同じ考え方である。増やす趣旨でない。
(イ) 使用済燃料再処理等既発電費(過去分)の回収額は公表していない。
(ウ) 福島第一、原発廃炉費8兆円は東電自ら確保する。
(エ) 日本原発からの申請額は送配電事業者に割りふる。
(オ) 六ヶ所再処理施設の廃炉費は事業総額13.9兆円に含まれ、原子力事業者が、使用済燃料再処理等提出金として負担している。廃炉時にこの未提出分があったらそれは廃炉円滑化負担金に含まれることになる。

「私たちの意見とやりとり」(GC) 現在託送料金に含まれる使用済燃料再処理等既発電費(過去分)の回収額や残額を公表しないというのは考えられない。使用済燃料再処理等提出金を廃炉円滑化負担金に含めるというが、その関係がわからない。使用済燃料再処理と廃炉とは関係があるのか。(経) 公表しないを訂正する。使用済燃料再処理等既発電費(過去分)については把握する仕組みになっていないのでわかっているというところ、「わかるところから公表できるかは持ち帰る。使用済燃料再処理等提出金は電気料金から出している。で、想定より早い廃炉のときは一括して残る提出金を出す。あたり廃炉円滑化負担金の仕組みの対象とするということ。

使用済燃料再処理等提出金の未提出金を算定する根拠と基準はなにが。使用済燃料再処理等既発電費(過去分)は1981/1986年の再処理費用(六ヶ所再処理工場の建設費)とのことなので、その総額やこれまでの回収額がわかっていないことはなく、それを教えてもらい、私たちがいつ払い終わるのかわかるのが当然でないか。

「経産省の回答」使用済燃料再処理等提出金の未提出分は、廃炉になった瞬間に格納容器内の核燃料が使用済の扱いとなり、想定よりそれが早い場合、想定した運転期間中に提出金とするつもりだったものを一気に計算して提出せねばならないので、それを廃炉円滑化負担金に含めるというもの。使用済燃料再処理等既発電費(過去分)の総額は1兆円で、これまでの回収額は1兆円。2020年9月末で回収終了と法律で決まっている。
「私たちの意見とやりとり」(GC) 使用済燃料再処理等提出金の未提出分というのがこれまで知らなかった新しい負担の設定ではないという説明は理解した。使用済燃料再処理等既発電費(過去分)の残額3000億円を15分の1である今年で回収できるのか。回収しきれないで終わるのか。(経) そうなることもある。厳密な計算はもう少し違つかもしれないが。

グリーンコープの各県で託送料金訴訟の学習会を開催(2019年1月〜2020年4月)
応答の一部を抜粋しました。
ホームページではQ&Aを全文掲載しています。

訴訟費用について

裁判費用はどれくらいか、どう出していくのか。

裁判費用は①裁判所への印紙手数料、②弁護士報酬、③交通費やコピー等実費の3つ。①は数万円程度、②は年に数10万円程度、③は着手金と成功報酬があり、着手金は予想される労力等の検討を経て確定する。5人の弁護士が関わっているうち500/300万円だと、1.350万円になる。成功報酬は判決が出て勝訴度合いに応じて協議して定める。以上が、この裁判で、高裁/最高裁をどうするかその都度同じように検討して判断する。これは「二社グリーンコープでんきの費用」となる。経営的に支出可能な額であり、グリーンコープ自体の経営へ影響を与えることにはならない。

グリーン電力出資金を裁判費用に使用するのか。

二社グリーンコープでんきの毎年の事業収支のなかで裁判費用を出していくグリーン電力出資金を裁判費用に使用することはない。

裁判の意味はよく分かったがその費用はどこから出していくのか、カンパ等を募るのか。

基本的に二社グリーンコープでんきでまかなうとしている(二社グリーンコープでんきはグリーンコープ生協組合員の願いから生まれた。その意味でこの訴訟をするどうかをグリーンコープ生協の総代会で決めていく。裁判そのものの原告は二社グリーンコープでんきと。二社グリーンコープでんきは市民発電所づくりを進め、数千万円の黒字が継続しており、着手金1,350万円という金額は支払え見通し。なお組合員検討のうえ託送料金訴訟を支える会を形成し、カンパの呼びかけを行う。弁護士費用だけでなく傍聴に来てもらうための交通費もどこでまかなえるようにする。

訴えの相手

大手電力会社は法律に基づいて申請し、国が許可しているので国を訴えるのが先ではないか。

国が先である。国を被告とする認可取消請求訴訟は、認可がなされた後6カ月以内に裁判をしなければならぬというルールになっている。手続きの順序としても、はじめに国の認可がなされ、その認可後に九電が託送料金の請求をしてくることになるため、その観点からも国を相手にする裁判の方が先になる。

何故事故を起こした東電でなく九電を訴えるのか、電力会社が国に託送料金の中に入れたんでくれと言ったのか。

賠償負担金の責任主体は東電だけが東電だけで払いきれないため事故から1年後に全国の電力会社が負担することが決まっている。よって、既に九電の電気料金原価の中にも賠償負担協力が含まれ、託送料金以外にも賠償と廃炉負担に協力している。その上で足りなくなっている。それを大手電力会社間で何とかするのではなく、国民負担にしようとしている。報道によると、今回の2つの負担金は電気事業連合会が国に懇願したことから始まっている。なお廃炉円滑化負担金のはうは東電福島第一原発対象ではなく全国の原発廃炉を進める費用である。福島第一原発の廃炉費用は東電が負っている。本来それが当たり前のことで、それを要するとして。そのように、事故を契機とした東電救済の主張と同時に、全国の原発を持つ電力会社の優遇が含まれている問題があり、それを問うと考えた。

訴訟の態様

裁判はどれくらい時間がかかるのか、一審で何回くらい開かれるのか。

一般的な行政事件では一審で平均1〜2年、二審で半年、三審で半年、1回当たりの時間は10/15分、今回一審でどのくらいの期間をかけて何回くらい開かれるかについては訴訟の進行次第であるがおよそ1年〜1年半程度ではないか。期日は、一般的な裁判であれば毎月1回のペースだが今回程度の大きな裁判では準備に時間がかかるため2月/3月/11回の頻度で行われると思われる。

負担金が知らないうちに電気料金に含まれるのは納得いかないが、訴え方を聞いて嫌な気分がたつ。賠償金や負担金がかかる根拠や情報を出させ国民皆が払うべきか、原発は必要か考えさせる裁判となれば勝たれどと思つて、そこに向かわず払う払わないの勝ち負けになつてはくなく。

最終的には脱原発という方針まで持てていきたいが、この裁判だけではそういう司法判断まではしとくれない。なんとか訴えるに至った疑念や経緯や背景事情を準備書面に盛り込みたい。最終的なグリーンコープの裁判の目的は脱原発である。グリーンコープはのちが何より大切と考えているが、本当に必要なお金を正しい手続きで決めて使っていくことがとても大切である。組合員にも九電関係者がいるのに裁判をするのが組合員全員は理解しにくい中で、訴訟するの、裁判の進め方はこれでよいのか、などたくさん意見が出される中で、自分たちの総意を決められる総代会であることがその中身以上に大切である。原発の存在に肉薄する裁判でないかもしれないが、それに関わる情報と数字については示すことができる。九電、東電、関電3社の70年分の有価証券報告書を全て調べ、原価の内訳や託送料金にどれだけ上乗せされているのかというデータを押さえ見えてくると東電は1円もなかった。九電と関電は役員給与の半額を託送料金に原価算入していたが東電は1円もなかった。普及関係費(広告宣伝費)では九電は20%を託送料金の原価に入れているが東電は2%、関電は7%であった。電力会社がという基準と根拠に基づいて託送料金を計算し、国がという判断で認可しているのかとても不透明である。それでよいのかという主張がある。数字上の情報を明らかにする意味でお金の問題は大事である。そもそも電気料金はどうやって計算されているのか、このような決め方でよいのかを問う意味もある。勝訴してそれ自体で全国の原発が止まることはないが、国の原発推進政策を変える後押しの一つになると考える。

勝訴の効果

結局、税金で取られるのではないか。

● 私たちは「チェルノブイリ原発事故や東京電力福島第一原発事故の惨禍を見て、生命・自然・暮らしを損なう原発を無くしたい」と願い、自然エネルギーの発電所づくりや原発フリーの電気の利用運動を始めた。そして中、託送料金(電線使用料)に原発の費用(電源開発促進税、使用済燃料再処理等既発電費)が転嫁されている事実を知った。
● さらに2020年から賠償負担金と、廃炉円滑化負担金という二つの負担金が増え、新たに上乗せされることを知った。私たちは、福島復興が必要であることや原発を止らせんと廃炉させていく必要があること、そのための費用について国民の一人ひとり、新電力事業者として真剣に考えねばならないことを承知している。
● たた、原発を推進し大きな利益を得てきた事業者や、事故を起こした事業者、利害関係者が果たすべき責任が果たされておらず、必要な情報も殆ど明らかにされていない中で、電気利用者、国民にその責任が押し付けられることが問題だと考えている。このままでは電力自由化の本来の主旨を貫くこともできない。
● 組合員や市民同士話し合い、国や大手電力会社とも話し合い、原発のコストが正確・明快地に公開され、本来あるべき電線使用料としての託送料金を全ての電気事業者が平等に負担するようになることを願っている。
● しかし、賠償負担金と廃炉円滑化負担金の上乗せがなし崩しの現実化していくとすれば、これからも託送料金の仕組みを悪用し、本来原発事業を行う大手電力会社等負担すべきものを電気利用者、国民に負担させていくことに繋がっていくことを懸念する。増加が想定される原発にかかる費用は、透明・明確にし、電気事業者も電気利用者も、一緒に考えられるようにならないといけないはずだ。

● この3年の検討を通し、本当に必要な費用は国や大手電力会社の勝手で決めるのではなく、情報開示と責任明示のうえで国民も実質的に参加して決めていくべきにすることが大切。法律で決めます、分らないうちに国民の税金を回さないようにしてほしい。

私たちグリーンコープは、原発にかかる「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」を経済産業省令によって託送料金（電気料金）に上乗せすることは違法であると考え、経済産業省が本年9月4日九州電力送配電株式会社に上乗せを認める託送供給約款を認可したことを取り消す行政訴訟を、10月15日に福岡地裁に提訴しました。

～託送料金訴訟の提訴までの経過と今後について～

グリーンコープ ホームページ 「託送料金を問う」

グリーンコープ 託送料金を問う

検索



賠償負担金の違法・不当性について

「賠償負担金」は、原発事故賠償に備えるお金を過去に準備していなかったことから2011年に原子力損害賠償廃炉等支援機構法（以下、支援機構

法）で定められた「一般負担金」の不足分を「過去分」と称して、それを国民全体に負担させる名目で2017年に経済産業省令で決められ、今年10月1日より徴収が始まりました。その違法、不当性は次のとおりです。

第一に、電気事業法第18条がその根拠だと経済産業省は言いますが、同法はそんなことを定めていません。この違法性を裁判で問います。その根拠となっているのは、①「一般負担金」自体が過去分であったのに2017年になって突如「一般負担金」の過去分＝賠償負担金「なるものが捏造されたこと、②2016年9月～2017年2月に経済産業省の有識者による委員会ですれを決めたこと、③総額2.4兆円は現在の一般負担金年間総額1630億円から算出したとされますが、1630億円自体が根拠を持たない随意の額であること、④ふりかえって2011年の支援機構法（これは東京電力に福島第一原発事故の賠償に充てるお金がないことからどうするかと喧々囂々議論のうえ成立した）で定まった原則（ア、本来東京電力が出すべきお金で、他の電力会社が原発事業者として相互扶助の立場から一般負担金として協力するが、将来は東京電力から他の電力会社に返せるのが国会の意思であること、同法附則第6条2

項。イ、一般負担金を電力料金原価として国民負担とは極力させないことを踏みにじったこと、⑤経済産業省が「過去分を託送料金で徴収する」前例とした「使用済燃料再処理等既発電費（使用済燃料再処理費の過去分）」が、その意に反し2005年使用済燃料再処理費にかかる法律附則第3条で定められ、後の法改正でも丁寧な修正が法定されたことなどです。

以上のように、今回の「賠償負担金」は国民の知らないところで、国会での法制定論議もされず、経済産業大臣の命令で決められたという不当性を社会に明らかにしたいと考えています。

廃炉円滑化負担金の違法・不当性について

「廃炉円滑化負担金」は、安全基準強化に伴って想定より早く原発を廃炉すると電力会社に費用負担が発生します。その費用を少なくするため、廃炉後も費用を分割して電気料金原価とする制度（廃炉会計制度）を自由化が進む中でも維持するための制度、と称されています。つぎの違法、不当性があります。

やはり電気事業法にその根拠はないことを裁判で問います。①そもそも廃炉について法律がなく、国民から原発事業者にお金が回る仕組み（2013年と2015年の廃炉会計制度）が経済産業省の専決でつくられたこと、②これは当然の会

計原則（施設をもちいて事業を営んできた会社がその廃炉費を負担する。実際に中部電力は浜岡原発1・2号の廃炉にあたり1536億円の特別損失を決算計上した。東京電力福島第一原発でもそうされた）をねじまげて原発事業者の負担をなくしたこと、③2017年以降廃炉円滑化負担金の内実と想定額はずっと明らかにされず、一方で電力会社からの廃炉見積費と積立費の差（それ自体は荒唐無稽に多額ではない）が経済産業省から計画承認されたこと、発表報道されたが、今回フタを開けたところ、それ以外（運転設備や核燃料の残存価額とされる）膨大な廃炉円滑化負担金が承認されたこと、④申請された廃炉原発の運転年数をみたところ、本当に「想定より早く廃炉をした原発」に限られているのか疑いがあること、⑤電力会社によって申請額に大きな開きがあり、それまでの電力会社毎の廃炉費積立努力の差によると思われるが、額の承認にあたってそれが考慮されたのか疑問であること、⑥廃炉費を廃炉円滑化負担金に移しかえることで自社の電気料金を値下げした電力会社がある疑いもあること等を、社会的に明らかにしていきたいと考えています。

国民不在で決められたのではないのか？

これまで2年半、経済

原発に優位な仕組みが次々と考案され始めています

みんなで考え話し合って決めていける社会をめざして

この訴訟はそうしたことを無くす、それを明らかにしてみんなで考えていける一歩にします。私たちは今を生きる者として、東京電力福島第一原発事故や廃炉と向き合おうと思っています。しかし、国民のそうした気持ちにつけいって、情報公開も手続きも議論もなく経済産業省の自分勝手、こんな大切なことを決めて省みないやり方を認めることはできません。座視して同じことが繰り返されないようにしていきます。この後、電力会社にこの負担金の返還を求める訴訟も提起します。本紙面には組合員間で話し合った記録からQ&Aを載せています。また経済産業省とのやり取り記録要約も載せています。ぜひご覧ください。

グリーンコープのホームページ『託送料金を問う』には詳しい資料や本提訴訴状を掲載しています。皆さんの感想、ご意見をお寄せください。

グリーンコープ共同体育連合会では「託送料金訴訟を支える会」を起動しました。主旨に賛同いただける方は賛助会員になつてください。ともに歩みたいと思います。

産業省とやり取りをしてきました。経済産業省もこの2つの負担金は例外的な措置であり「国民にしっかりと情報公開をしなければならぬ」と言っていました。しかし、決められてから3年以上この規則は官報でしか見られず、電力会社からも何ら国民に向けて発信はありませんでした。

このように人知れず国民負担が決められていきます。すでに、本来は送配電費用である託送料金（電線使用料）に電源開発促進税や使用済燃料再処理等既発電費という原発費用が含まれてきました。この使用済燃料再処理等既発電費の徴収は本年9月に終わり、本当は託送料金（電気料金）は値下げされるところでした。しかし賠償負担金と廃炉円滑化負担金が増え、結果、とくに廃炉円滑化負担金が増え、電力会社は値上げとなりました。（コロナ禍により値上分の執行は1年後となっていますが、2つの負担金上乗せによる値上げ自体はされてしまっています）

2つの負担金の情報公開がされないのと同じですが、原発にかかる費用や後になって作られる制度は調べてもわからず、教えてもらってもわからない仕組みや用語に満ち溢れています。そして結局、国民にわからせず、こっそり費用を転嫁しています。（すでに現在、容量市場・非化石市場・レベニューキャップ制度など